

(参 考)

平成19年度地方債計画について

1 策定方針

平成19年度地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、平成19年度から3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、公営企業借換債と合わせて5兆円規模の公的資金（財政融資資金、郵政公社資金及び公営公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行うこととし、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとしている。

2 概 況

上記の方針に基づいて策定した結果、平成19年度の地方債の総額は下表のとおり1兆2兆5,108億円となり、前年度に比べて1兆4,358億円、10.3%の減となっている。

このうち、普通会計分は9兆6,529億円で、前年度に比べて1兆1,645億円、10.8%の減となっている。

また、公営企業会計等分は2兆8,579億円で、前年度に比べて2,713億円、8.7%の減となっている。

(単位：億円、%)

区 分	平成19年度	平成18年度	増 減 額		増 減 率
	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	(C)/(B)×100
普通会計分	96,529	108,174	△11,645		△10.8
通常分	48,379	55,432	△7,053		△12.7
特別分	48,150	52,742	△4,592		△8.7
臨時財政対策債	26,300	29,072	△2,772		△9.5
減税補てん債	—	4,520	皆 減		皆 減
財源対策債	15,900	16,500	△600		△3.6
退職手当債	5,900	2,600	3,300		126.9
調整(不交付団体分)	50	50	0		0.0
公営企業会計等分	28,579	31,292	△2,713		△8.7
総 計	125,108	139,466	△14,358		△10.3
通常分	76,958	86,724	△9,766		△11.3
特別分	48,150	52,742	△4,592		△8.7

- (注) 1 「調整(不交付団体分)」は、国庫補助負担金の一般財源化に伴う影響額に係る不交付団体への資金手当分である。
2 公営企業会計等分はすべて通常分である。

3 地方債計画の特色

(1) 公債費負担の軽減対策

高金利の地方債の公債費負担を軽減するため、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、市町村合併の状況、公債費負担の状況、財政状況等に応じ、平成19年度から3年間で、公営企業借換債と合わせて5兆円規模の5%以上の金利の公的資金（財政融資資金、郵政公社資金及び公営公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行うこととし、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとしている。

(2) 郵政公社資金の廃止

日本郵政公社の民営化に伴い、郵政公社資金を廃止することとしている。

(3) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債2兆6,300億円を計上している。

(4) 行政改革の促進に寄与する地方債の発行

① 退職手当債

団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当債5,900億円を計上している。

② 行政改革推進債

集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる団体が、必要な公共施設等の整備事業を円滑に実施することができるよう、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取り組みにより将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、さらに行政改革推進債を充当することができることとし、3,000億円を計上している。

(5) 合併特例事業の推進

「市町村の合併の特例に関する法律（合併旧法）」の下で合併した市町村を支援するため、合併市町村が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、その所要額を確保している。

また、「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」の下における市町村合併に必要な公共施設の整備等を支援することとし所要額を計上している。

(6) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保している。

(7) 公営企業借換債の確保

公営公庫資金に係る公営企業借換債について資本費負担の著しく高い一定の公営企業を対象とした借換債（従来分）1,000億円を確保するとともに、平成19年度の臨時特例分として、別途高金利の一定の公営企業を対象とした借換債1,000億円を措置することとし、公営企業借換債の計画額について総額2,000億円を確保している。

4 地方債資金の確保

地方債資金については、市場公募地方債の拡大などによる市場化の一層の推進と公的資金の段階的縮減・重点化を引き続き図ることとしている。

公的資金については、日本郵政公社の民営化に伴い郵政公社資金を廃止した上で、地方分権の推進や財投改革の趣旨を踏まえ、公的資金の重点化・縮減を図りつつ、その所要額を確保している。

民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債及び住民参加型市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

(単位：億円、%)

区 分	平成19年度計画額		平成18年度計画額		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
政 府 資 金	32,800	26.2	38,500	27.6	△ 5,700	△ 14.8
財政融資資金	32,800	26.2	33,700	24.2	△ 900	△ 2.7
郵政公社資金	—	—	4,800	3.4	皆 減	皆 減
(郵便貯金資金)			(1,700)	(1.2)		
(簡易生命保険資金)			(3,100)	(2.2)		
公 営 公 庫 資 金	13,500	10.8	14,060	10.1	△ 560	△ 4.0
(国の予算等貸付金)	(437)	—	(501)	—	(△ 64)	(△ 12.8)
公 的 資 金 計	46,300	37.0	52,560	37.7	△ 6,260	△ 11.9
民 間 等 資 金	78,808	63.0	86,906	62.3	△ 8,098	△ 9.3
市 場 公 募	34,000	27.2	35,000	25.1	△ 1,000	△ 2.9
銀 行 等 引 受	44,808	35.8	51,906	37.2	△ 7,098	△ 13.7
合 計	125,108	100.0	139,466	100.0	△ 14,358	△ 10.3

- (注) 1 「政府資金」とは、財政投融资計画の「財政融資」欄に「地方公共団体」に対する貸付けとして計上される資金を指す。
- 2 市場公募資金については、借換債を含め5兆8,000億円(前年度比6,600億円、10.2%減)を予定している。
- 3 国の予算等貸付金の()書は、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって計には含めていない。